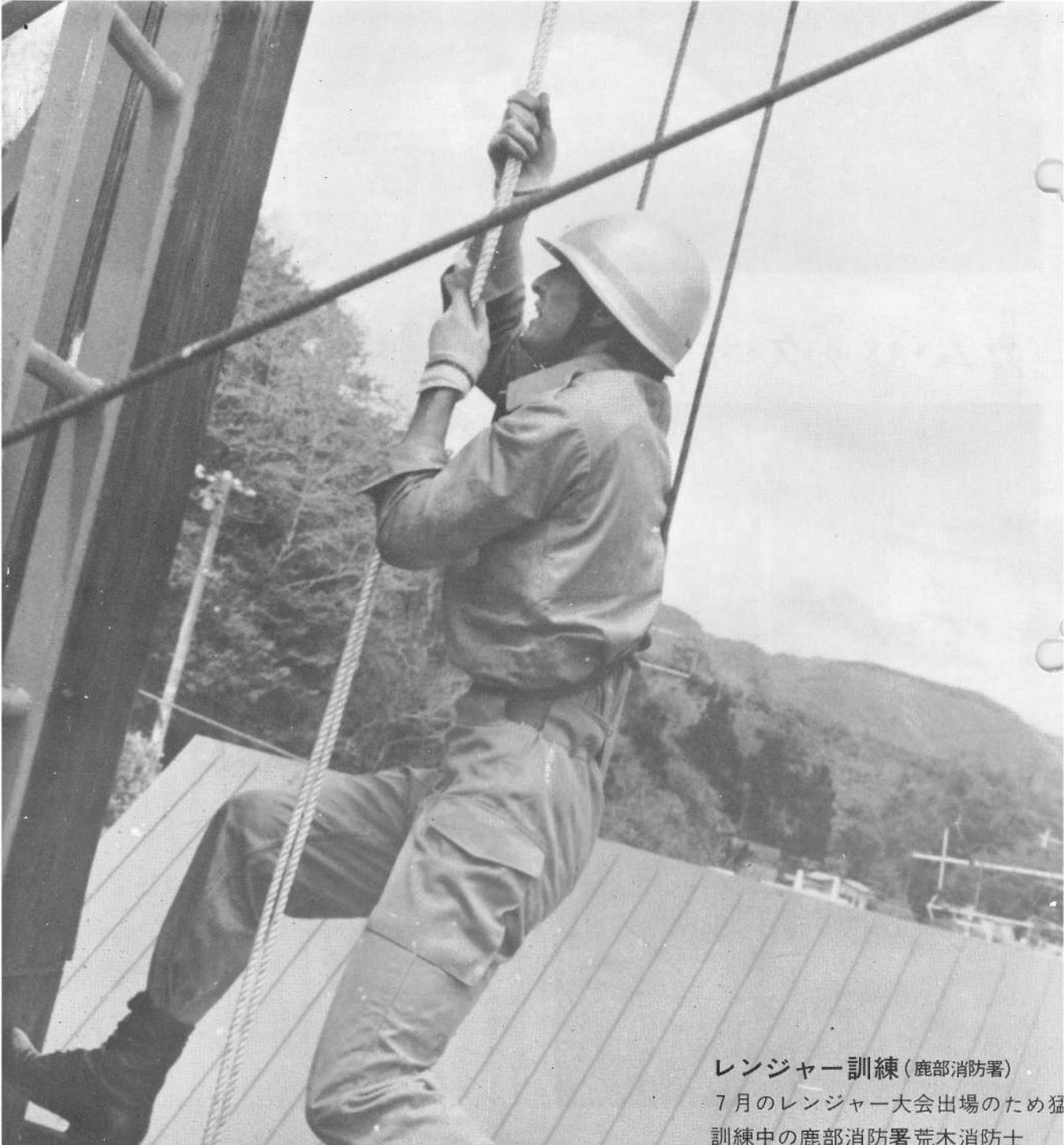


'81

6

No. 143号



レンジャー訓練(鹿部消防署)
7月のレンジャー大会出場のため猛
訓練中の鹿部消防署荒木消防士

大きくなって帰ってこいよ

五月二日、鹿部漁業協同組合では、さけ稚魚二三万五千尾を常呂川に放流しました。同組合では、第二回目にもほぼ同数の放流を行ない、本年度においては合計四五〇万尾を放流します。



五月二日晴天の中放流作業の開始です。胴付をつけて二人が飼育池に入り稚魚を池の片側へ寄せ、ためアミの仕切りで追いためます。見る見るうちに稚魚は追いたてられて片側へよります。するとアミですくいポリバケツに入れた目かたを計り、急いで運搬用トラックの荷台にパイプとズックで作られた運搬用水槽に入れます。水槽には、運搬中死なないうように酸素を送ってあるのでアワが立っています。水槽がいっぱいになると常呂川まで運びます。しかし常呂林道は路面が悪く運搬でも一苦労です。やっと常呂一号橋につ

カム・バック・サーモン



き、いよいよ放流です。ピニールのパイプをつなぎ先を川に入れると、どっと水といっしょに稚魚が出ます。約八分間で運ばれて来た稚魚は全部川の中です。たまりを見ると稚魚が群をつくりあちこち、こつちが集まっています。今までは、稚魚たちも漁協の担当者の手厚い看護の中で育てられていたのが、これからは、きびしい自然に立向かわなければなりません。担当の方も、十二月にふ化場を開始してから放流までの半年の間は

これだけ育ったものだ」とつぶやきました。そのひとことを聞き、よほど魚に愛情をもって育てたのだと感じました。しかしこれ程みんなが一生懸命になってサケの回帰に努力している中でその裏には、密漁という絶対に許すことのできない行為があるのも見のがすことはできません。今年の冬も三、四年前に放流したサケが帰ってきます。大漁を期待すると共に、川の中で流れに方向を強く泳ぐ稚魚をみて、三、四年後の回帰時には、「大きくなって帰ってこいよ」と祈りつつカメラのシャッターを押しました。



上図のような魚がとれたら

これは函館近郊の河川から放されたサクラマス幼魚です。

日時場所その他の記録と共に右記のいずれかにお届け下さい(できれば体長測定、ウロコ採取)。

なお届けて頂いた場合 経費と共に薄謝を差上げます。

連絡先

- 当学部 (詳細は下記)
- 北海道さけますふ化場
- 北海道立水産孵化場
- 最寄の水産研究所、水産試験場、水産技術者及指導所もしくは漁業協同組合

北海道大学水産学部 (函館市港町3の1 / TEL.0138-41-0131)
同付属 七飯養魚実習施設 (七 飯 町 探 町 / TEL.0138-85-2344)



鹿部小学校

百周年を迎えて

意義ある

「開校百周年を」

鹿部小学校長 佐藤 正 男

明治一四年、公立鹿部小学校が開校されてから、今年でちょうど百年、栄ある「開校百周年」を迎えることになりました。

一口に百年といいますが、それは一世紀の長さであり、その同窓生の数も優に六千人に達しています。またこの百年の間には、自然の脅威、駒ヶ岳の噴火あり、暴風あり、さらに悲惨な戦争あり、と幾多の困苦、試練の時がありましたが、鹿部の郷土を愛し、次代を担う子弟の教育にかける村民の情熱によって、見事にその困苦試練を切り抜けて来ました。その情熱と努力が今日の鹿部村の、そして鹿部小学校の繁栄をもたらしていると思えます。

この栄ある「開校百周年」を迎えるにあたって、郷土鹿部村の並たいていではない発展の足跡を振り返り、先人の偉業を偲び、それ

に感謝すると共に、今後の発展と努力をそれぞれが誓い合うものでなければならぬと思います。幸にして、各界、各機関からの賛同を得て、「鹿部小学校開校百周年記念協賛会」を発足させていただきます。記念式典(十月予定)、記念行事(記念誌、同窓名簿他)、記念事業等を実施することとなりました。具体的には協賛会の方が

ら趣意書をもって、村民、同窓の皆様方にご協力依頼のため参上することとなっておりますので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。

百年という大きな節を、ただ単に年を重ねたお祝いという事ではなく、より前進、発展のための足がかりとして、皆様と共に、より意義ある節としたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

い申し上げる次第です。

農薬・除草剤は正しく使いましょう!

農作物の安定的な生産を図る上で
農薬は重要な生産資材ですが、
まちがった使用をすると人畜及び
水産動植物に危害を及ぼします。

— 黒字分を還元 —

保険税 昨年引き続き 引き下げ決まる!

「私達が税金を引き下げた」
物価、公共料金等が軒並み値上げが続く今日、私達の税金の中で一番負担の大きい国民健康保険税も例外ではありません。渡島管内各町村の保険税率は別掲のとおりとなっていますが、当村では、昨年（所得割一%引き下げ）に引き続き昭和五十六年度は、さらに二%引き下げ所得割を六%と管内一低い税率

健康管理で軽負担の定着化を！
所得割6%で渡島管内一低く

となりまして。
これは、住民の皆さんの国民健康保険に対する御理解と、御協力によって医療費の節約、保険税の取納率の向上等により、当村の国民健康保険会計は、昭和五十五年度約一、三五〇万円の黒字となり、今までの積立金と合せて五、五〇〇万円と大きな黒字が生じました。村の基本姿勢である「住民の幸せに連がる行政」の一環としてとらえたときに、この黒字分を還元し、住民の皆さんの税負担を少しでも軽くすると云う考えから国民健康保険運営協議会で検討され、先の臨時議会において引き下げるに至りました。

医療費の増大が 保険税の負担増へ

昨年に引き続き、今回の保険税の引き下げによって、「軽負担がいつまでも」と昨今の医療費の増大に伴う保険税の負担増の中で願うところですが、国民健康保険においては、御承知のように医療費の動向によって左右されること

が大きく全国的に毎年、医療費は平均一〇〜一五%の伸びとなっております。しかしながら当村においては、過去四年間の平均三%の伸びで推移し、全国平均を大幅に下回っているために黒字が生じ、保険税を下げ（税額で約一、二七〇万円）ることができました。
医療費が伸びなかった大きな原因は、高額負担「ガン等」の入院の方が少なくなったことや、「かぜ」等の流行がなかったことであり、又、村で毎年実施している各種検診、予防事業等を受診する皆さんが多くなって来ており、病気に對して、早期発見、早期治療の考え方が序々に定着化しているものと思われま

す。しかし、この反面に高額負担者が増え、「かぜ」等の流行が発生した場合に医療費が増大し、国保会計に余裕がなくなると昭和五十一年度のように大幅に保険税を引き上げざるを得ない状態となります。現在「鹿部村は医療費の伸びが少なく保険税が安い」等と安易に考えることなく、日常生活の健康管理に気をくばり、村で実施する各種検診に地域、職場、家族ぐるみで受診され、そして健康づくりに尚一層励んでもらいたいものです。

かかりつけのお医者さんを。

ふだんから家族みんなが安心して健康相談のできるよう、信頼できるホームドクターがいますか。



ハシゴ受診は危険。

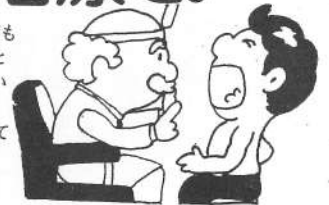
やたら病院を替える人がいますが、薬の危険な飲み合わせがおきたり、ムダな費用がかさんだり短気は損気です。



ムダな医療費をなくしましょう

早期発見と早期治療を。

病気に素人判断は禁もつです。こじらせるととりかえしのつかないことに…。早めに医師へ相談していただきますか。



診療時間内に受診を。

できるだけ病院の診療時間内に受診しましょう。深夜、休日など割増し料金がとられてしまいます。



保険税納入率の低下が 保険税の負担増へ

「五〇〇万円補助金削られる…」
昭和五十一年、五十二年度は、補助基準である一定の納入率（九二％以下補助金のカット対象）に達せず二年間で約五〇〇万円の補助金が削減されました。

翌年度の子算では、その分を保険税に上積して課税されることになり滞納すれば税負担が多くなることと云う悪循環をもたらすことになりかねません。幸いにして昭和五十二年分から所得の向上に伴い、納入率も向上して来たところですが別掲したように、鹿部村納税貯蓄組合連合会が中心となり、毎年負担が大きくなる保険税が前浜の水揚（五％天引）だけでは完納するだけの納税貯金の積立が困難と云う判断から単位納組の協力によって保険税だけの集金を実施、又単位役員の方々の啓蒙等の地道な活動が納入率の向上を支えている現状であり、「滞納すると負担が増える」ことを認識され、保険税の納入には御理解と特段の御協力をお願いします。

医療費値上げ

六月一日から

私達が病院で支払う医療費の料金を審議していた中央社会保険医療協議会では、平均八・一％の引き上げを厚生省に答申し、六月一日から実施されることになりました。

これは、五十三年二月以来、三年四ヶ月ぶりの引き上げとなり、先の薬価基準（国で定める薬の定価基準）を一八・六％の引き下げを決めている（六月一日実施）ため医療費にハネ返せる分は実質一〇％の値上げとなりますが、今回の値上げにあたっての大きな特徴は、①手術料や初診料などの医師の技術料の大幅アップ、②差額ベットや付添看護などの保険外負担の軽減、③検査づけ医療防止のための検査料の全面見直し。等となっており、手術料は四〇％のアップで盲腸などで大人が診察時間外入院（七日間）した場合の、患者負担は、九三〇〇円程の負担増となります。年々、医療技術の進歩と共に医療費も増加し、自己負担が多くなっている傾向にあります。

このようなことからしても、日常の日々の中で「健康」であることがいかに大切であるか、そのためにも自分の身体は自分で守ると云う日常生活での健康管理が必要であり、治療と云うことより、予防の面から不可欠な「健康づくり」を考えてみる必要があると思えます。

成人病にならないための日常生活

入浴はぬるめに



浴室、脱衣所は暖めてから入り、お湯はぬるめに（40度前後）。入浴時間は5～10分程度で、長湯は禁物。

睡眠と休養は十分に



夜ふかしはさけ、8時間以上の睡眠を。休日にはなるべく家庭でのんびりと休養をとる。

太りすぎは危険



中年からの太りすぎは、健康への赤信号。ふだんからの体重管理を怠りなく。
標準体重 = (身長 - 100) × 0.9
これを中心に前後10%の範囲。

バランスのとれた食生活を



塩分は1日7g以内に、脂肪は動物性をひかえ、植物性の油を多めに。くだもの、野菜などのビタミン、ミネラルは十分にとる。いずれにしても暴飲暴食はさけ、バランスのとれた食事を。

精神的安定をもとめる



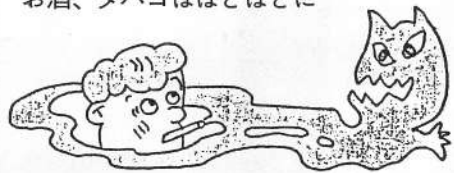
ストレスは上手に発散させる。趣味やレジャーで気分を転換させて、すこやかな生活が送れるよう努める。努力すぎや賭けことに熱中しすぎるとうすぐ血圧に作用する。

寒さに気をつけよう



暖かいところから急に寒いところに出ると血圧が急上昇する。寒さにそなえた服装で外出を。トイレも暖かくし、高血圧者やおとしよりは、シピンを使う。

お酒、タバコはほどほどに



お酒を飲むときには、たん白質、脂肪、ビタミンの多い食品といっしょに。やけ酒は禁物。タバコはできるだけひかえる。（心臓の悪い人は禁煙）

の 現 況



標準世帯（4人家族） の課税事例

Aさんの所得 162万円（専従者控除含む）
固定資産税 3万7千円

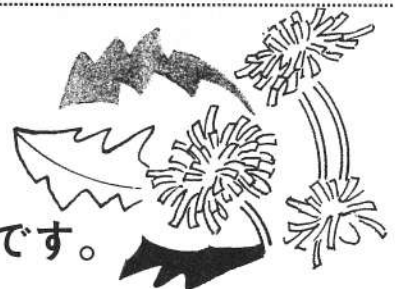
木古内町（渡島管内一高い）砂原町（となり町）二町と比較

鹿 部 村		木 古 内 町		砂 原 町	
所得割	6%	所得割	11%	所得割	9.1%
84,000円 (162万-22万=140万)		154,000円 (162万-22万=140)		127,400円 (162万-22万=140万)	
資産割	45%	資産割	85%	資産割	60%
16,650円 (37,000円×45%)		31,450円 ((37,000円×85%)		22,200円 (37,000円×60%)	
人員割	7,000円	人員割	17,200円	人員割	9,000円
28,000円 (4人×7,000円)		68,800円 (4人×17,200円)		36,000円 (4人×9,000円)	
世帯割	9,000円	世帯割	24,900円	世帯割	13,000円
9,000円 (1世帯×9,000)		24,900円 (1世帯×24,900円)		13,000円 (1世帯×13,000円)	
合計税額	137,650円	合計金額	260,000円 (279,150円)	合計税額	198,600円
55年度税額	165,650円	木古内町より 122,350円低い			
前年対比	28,000円低い	砂原町より 60,950円低い			

＝伸そう村勢 延ばすな村税＝

6月は保険税（1期分）

村道民税（1期分）の納期です。



保 険 税

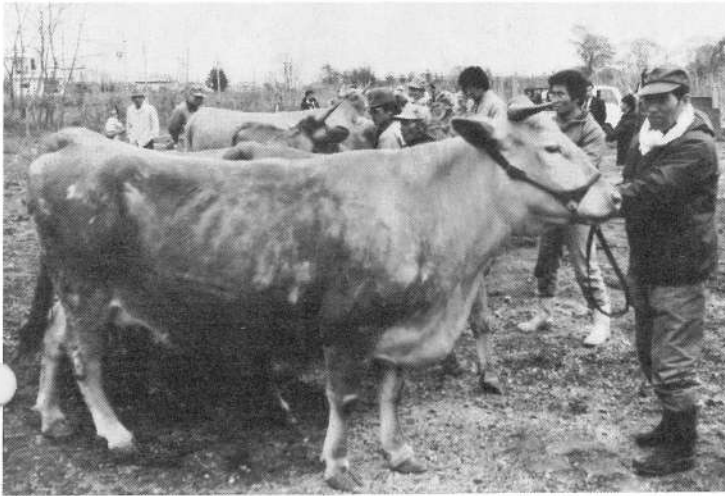
渡島管内国民健康保険税率調べ

(56. 6. 1 現在)

町 村 名	昭 和 55 年 度				昭 和 56 年 度			
	所得割	資産割	均等(人員)割	平等(世帯)割	所得割	資産割	均等(人員)割	平等(世帯)割
松 前 町	8.7%	65 %	9,500	12,000	8.7%	65 %	9,500	12,000
福 島 町	8.2	60	8,000	11,000	8.7	60	11,000	13,800
知 内 町	10.0	70	10,000	13,500	改 正 予 定			
木古内町	9.7	79	10,900	14,700	11.0	85	17,200	24,900
上 磯 町	7.9	60	6,800	13,960	8.5	62.5	7,480	15,350
大 野 町	9.5	55	5,000	9,000	9.5	60	8,000	13,000
七 飯 町	7.8	50	5,700	10,000	検 討 中			
戸 井 町	9.0	67	8,500	12,000	9.5	67	12,000	14,400
尻岸内町	9.2	59	9,200	12,000	検 討 中			
鍛法華村	9.5	60	8,100	15,000	9.5	60	8,100	15,000
南茅部町	9.0	60	13,000	14,300	10.0	60	16,000	18,000
鹿 部 村	8.0	45	7,000	9,000	6.0	45	7,000	9,000
砂 原 町	9.1	60	9,000	13,000	9.1	60	9,000	13,000
森 町	9.2	60	8,300	12,000	9.2	60	8,300	12,000
八 雲 町	9.0	55	8,500	12,500	9.3	55	10,000	15,000
長万部町	9.0	60	7,000	10,000	9.0	60	7,000	10,000

鹿部一の牛・ブタ決まる。

—昭和56年度家畜共進会—



五月一九日午前十時から旧宮浜牛舎において、昭和五十六年度鹿部村家畜共進会が開催され、牛、ブタの鹿部一が決まりました。結果は次のとおりです。

- 牛の部**
- ・最高位 第一たまゆら 飼育者 浦 元義氏
 - ・経産の部
 - 第一位 ふくいしげ2号 飼育者 米本 繁富氏
 - 第二位 たから三号 飼育者 道南ファーム
- 仔牛の部**
- 第一位 ふくしげ三号 飼育者 米本 繁富氏
 - 第二位 安太郎号

- 第三位 古田一号 飼育者 古田 正男氏
- ・未経産の部
 - 第一位 第一たまゆら 飼育者 浦 元義氏
 - 第二位 第四ゆみ 飼育者 道南ファーム
 - 第三位 ふくはる 飼育者 三国一次郎氏



- 第三位 飼育者 小笠原安太郎氏 第四まる 飼育者 道南ファーム
- 豚の部
 - ・最高位 ハンプシャー 飼育者 木村 幸雄氏
 - ・経産の部
 - 第一位 ランドテューロツク 飼育者 浦 京造氏
 - 第二位 大ヨークシャー 飼育者 木村 幸雄氏
 - ・未経産の部
 - 第一位 ロエルクルードササキ 飼育者 小田 正彦氏
- 種牡豚の部
 - 第一位 ハンプシャー 飼育者 木村 幸雄氏
 - 第三位 デュークドリーム アン九一七号 飼育者 水口 哲夫氏
 - 第三位 ハンプシャー 飼育者 浦 京造氏

カンパツテます。柔道スポーツ少年団



去る五月三日柔道場(中学校)において柔道スポーツ少年団昇級試験が行なわれ結果は次のとおり

四〇人が昇級いたしました。柔道スポーツ少年団では、団結成以来三年が経過し、団員が今では四〇人を越え技術もかなり向上しました。週三回(月・水・金)練習していますが今後管内でも高いレベルまで向上すると思えますのでこれからの活躍が期待されます。

◎これからの団の子定

- ・七月一四日 道南選手権大会
- ・秋 昇級試験

◎試験結果

- ・四級上 一人
- ・四級下 四人
- ・五級上 四人
- ・五級中 三人
- ・五級下 七人
- ・六級上 三人
- ・六級中 五人
- ・六級 一三人

児童手当現況届を

しましょう。

—忘れると支給されません—
児童手当を受給されている方は、毎年六月一日から六月三十日まで、現況届を提出しなければなりません。まだ届を出されていない方は、役場民生課窓口へ印鑑持参の上手続きをして下さい。

児童手当の額は、児童一人に村民税所得割を
納入している方は、月五,〇〇円
納入していない方は、月六,四〇〇円
です。(三人目の子供から該当
尚、現況届を提出しなければ、
児童手当を受給できませんので、
必ず期間中に提出して下さい。

〈民生課〉

老人医療受給者証

の切替をしましょう

満七〇才以上のお年寄りの方に交付してあります医療費無料の受給者証は、六月三〇日で期限が切れますので受給者証を持参のうえ六月二〇日から六月三〇日の間に役場民生課までおいで下さい。尚期限切れの受給者証では老人医療は受けられません。

〈民生課〉

地方税法が改正されました。

先の国会で地方税法が、村議会
で鹿部村税条例が一部改正され、
今年四月一日から適用されます。
私達と直接かわりあいのある主
な改正点は次のとおりです。

◎**村道民税関係**
◎**老人配偶者（70才以上）控**
◎**除額の新設**
控除額—23万円

（五五年の所得税法の一部改
正により老人配偶者控除制度
が新しく設けられました）

◎**所得割の非課税限度額の創設**
前年の総所得額等が27万円
（本人、控除対象配偶者、扶
養親の合計額）以下の金額で
ある場合は、所得割を課さない
ことになった。（金融課税に係
る所得割を除く）

（五五年度生活保護基準が現行
村道民税の課税最低限を上まる
ことになったので、生活保護基
準程度の所得しかない方に所得
税が課税されることは税制上問
題がある等の考慮により五六年
度限りの措置となったものです。

◎**法人関係**
◎**法人税制**
百分の十四、七（現行百分の十四、
五）

◎**適用期日** 五十六年八月一日以後
に終了する事業年度から適用され
ます。尚、均等割については従来

どおりとなります。

◎**固定資産税関係**

◎**新築住宅の軽減床面積の拡大**
拡大の範囲約50坪までの新築
住宅（従来30・25坪まで住宅を
新築した方は、三年間その固定
資産税額は二分の一を課税され
ていましたが改正により49・9坪
までに拡大されました）

◎**国民健康保険税関係**
◎**保険税課税限度額の引き上げ**
現行24万円が26万円に
（保険税において最高限度額
は、所得階層別の負担ができる
だけ公平になるように設定され
ているため、中低所得者の方の
負担が相対的に重くならないよ
うに配慮されたのと、現行額を
据え置くことによって国庫補助
が一部削られる等の理由による
ものです。

◎**税率**
所得割 六%（現行八%）
資産割 百分の四五（現行通り）
均等割 一人七千円（現行通り）
平等割 一世帯九千円（現行通り）

◎**軽自動車税関係**
◎**軽自動車税の月割課税の廃止**
四月一日現在の所有者へ課税
（従来新規購入又は、廃車した
時点で月割で課税又は減税され
ていたものが四月一日現在役場に
登録していた分のみ課税され、以

後新規登録又は、廃車届がなさ
れても課（減）税の対象となりま
せん。

◎**不動産取得税関係（道税分）**
◎**新築特例用住宅（165㎡以下）**
控除額の引き上げ
現行30万円が420万円（税額12・
6万円に
（家を新築（165㎡以下）した場合
合渡島支庁から取得税が課税さ
れますが、取得してから60日以
内に印鑑及び平面図を持参の上
役場税務課で住宅取得控除の手
続きをして下さい。

◎**土地の取得税が現行3%から4%**
%に税率が引き上げされました。
（くわしいことは税務課へ）

水はすてき



水道の伸びて
広がる地域の和

水道週間
6月1日(月)～6月7日(日)

ルールを守り 安全で楽しいつりを！

最近、海面及び湖川等におけ
る遊漁事故が多発していますので
次のことをよく守り、安全なつり
を楽しみましょう。

- ◎**遊漁者の心得**
一、遊漁を計画する場合には、次
のことに注意しましょう。
(1) 目的地の天候状況及び波浪、潮
の干満時刻等の海象状況並びに
いそ場の立地条件
(2) 目的水域における遊漁に関する
関係法令による遵守事項
(3) その他安全の確保のために必要
なこと
二、遊漁場においては、次のこと
を守ることに。
(1) できるだけ単独行動はしない。
(2) 夜間における船づりはしない。

(3) 天候に十分注意を払い、悪化の
兆しがあるときには、直ちに切
り上げること。

(4) いそづりにあつては足場、地形
潮流、海底の形状及び周囲、河
川にあつては水量、流速等の状
況に十分注意すること。

(5) いそづりにあつても、転落の危
険がある場所では、救命衣を着
用すること。

(6) 漁港の施設内においては、たき
火をしないこと。

(7) 関係法令により、遊漁を禁止又
は、制限されている水域や期間
及び遊漁方法の制度をよく確め、
水産資源の保護に努めるとも
に、漁具、漁船及び敷設中の養
殖施設を損傷する等漁業者の権
利を侵害しないこと。

(8) 食べくず、空きかん、空ビン等の
ごみ及び不用となったエサは周
囲に捨てず持ち帰る等適切に
処理し、快適な遊漁環境の維持
に努めること。

(9) 水質汚濁を発見した場合には、
村への通報等環境保全にも積極
的に協力すること。



＝村の財源を支える 納税組合＝

～ 保険税の集金化で成果 ～



56年度鹿部漁業納税組合総会

鹿部村納税貯蓄組合連合会（会長 松川義雄）では、昭和三三年設立以来、村税の納税資金の貯蓄を目的として組合員が村税を容易に且つ、確実に納入されるべく村の貴重な財源確保を支える重要な活動を、単位納税貯蓄組合の協力

を得ながら展開してきたところで、特に昨年度からは、村税の中でも特に負担の大きい国民健康保険税については、漁業者の方々の中には前浜の水揚げ（現行5%を納税貯蓄立）だけでは不足しがちな組合員の方々が増えて来たため、単位納税組合の協力のもと、納税組合の事業として集金制度を試行的に実施した結果、別掲のとおり大きな成果を上げるに至りました。

保険税は、村全体の収納率が九二%以下の場合、国からの補助金の一部カットされ（過去五一年、五二年度に鹿部村では、約五〇〇万円）る仕組みとなっているため、そのカットされた不足分が翌年度の国保加入者の方々に保険税として税金に上らせて負担してもらわなければならないという悪循環を繰返すこととなります。ですから前浜の実態や保険税の現況を考えるとき、保険税の集金制度は、重要な意味をもつものと思います。このような地道な努力が、保険税の収納率向上につながり黒字となることよって今年度のように渡島管内では他にない保険税の引下げという加入者の負担の軽減が図られる要因となる訳です。今後ともこの制度を組合員の方々に定着させていきたいものだと連合会では考えていますので、ご理解とご協力をお願い致します。

昭和55年度 保険税集金実績調べ

() 組合員数

実施納税組合名	件数	集金額
宮浜第1 漁業納税貯蓄組合	37 (50)	1,022,200円
宮浜第2 漁業納税貯蓄組合	33 (55)	988,610円
宮浜第3 漁業納税貯蓄組合	11 (49)	95,760円
本別第1 漁業納税貯蓄組合	18 (53)	320,500円
本別中央漁業納税貯蓄組合	19 (19)	56,640円
24区町内会納税貯蓄組合	15 (31)	273,500円
25区町内会納税貯蓄組合	14 (32)	351,800円
出来潤漁業納税貯蓄組合	17 (36)	594,120円
合計 (8納税組合)	164 (325)	3,703,130円

タバコは村内で
買いましょう!

1箱から約25円が
税金として村に還元
されます。



昭和55年度納組取扱い村税納入額(率)調べ

納 税 組 合 名	税 目 税 額	固 定 資 産 税	納 入 率	前 年 度 納 入 率	村・ 道 民 税	納 入 率	前 年 度 納 入 率	軽 自 動 車 税	納 入 率	前 年 度 納 入 率	国 民 健 康 保 險 税	納 入 率	前 年 度 納 入 率	合 計	納 入 率	前 年 度 納 入 率
大岩漁業納税貯蓄組合	課税額	1,328			1,732			89			9,073			12,222	94.7	90
	納税額	1,232	92.7	85	1,513	87.4	85	89	100	98	8,736	96.3	91	11,570	94.7	90
シシベ漁業納税貯蓄組合	課税額	845			941			44			4,556			6,386	99.3	97
	納税額	845	100	98	898	95.4	100	44	100	100	4,556	100	96	6,343	99.3	97
鹿部漁業納税貯蓄組合	課税額	2,585			1,856			63			7,644			12,168	40.2	90
	納税額	2,182	84.4	90	1,632	87.9	87	60	95.2	100	7,105	92.7	90	10,979	40.2	90
宮浜第1漁業納税貯蓄組合	課税額	1,684			1,389			87			5,560			8,720	89.9	94
	納税額	1,385	82.2	93	1,114	80.2	95	87	100	100	5,259	94.5	94	7,845	89.9	94
宮浜第2漁業納税貯蓄組合	課税額	1,993			1,412			68			6,708			10,181	94.3	91
	納税額	1,659	83.2	83	1,297	92.0	93	68	100	97	6,573	98.0	94	9,597	94.3	91
宮浜第3漁業納税貯蓄組合	課税額	1,729			1,254			81			5,537			8,601	87.2	91
	納税額	1,469	85.0	90	1,085	86.5	82	79	97.5	89	4,869	87.9	93	7,502	87.2	91
本別第1漁業納税貯蓄組合	課税額	2,446			2,097			76			6,706			11,325	92.8	94
	納税額	2,323	94.9	93	1,753	83.5	97	76	100	100	6,366	94.9	93	10,518	92.8	94
本別第2漁業納税貯蓄組合	課税額	1,520			1,041			71			4,620			7,252	93.2	91
	納入額	1,400	92.1	91	892	85.7	85	70	99	100	4,400	95.2	92	6,762	93.2	91
東部漁業納税貯蓄組合	課税額	524			356			8			1,387			2,275		
	納入額	517	98.6	85	245	68.8	100	8	100	100	1,376	99.2	96	2,146	94.3	93
本別中央漁業納税貯蓄組合	課税額	622			395			36			2,260			3,313		
	納入額	622	100	78	368	93.1	74	36	100	100	2,254	99.8	91	3,280	99.0	86
24区町内会納税貯蓄組合	課税額	1,291			1,112			56			3,423			5,882		
	納入額	1,242	96.2	70	866	77.8	77	56	100	82	3,385	98.8	93	5,549	94.3	85
25区町内会納税貯蓄組合	課税額	974			447			51			3,719			5,191		
	納入額	837	85.9	63	368	82.3	71	51	100	83	3,660	98.4	80	4,916	94.7	76
出来潤漁業納税貯蓄組合	課税額	733			746			59			3,210			4,748		
	納入額	610	83.2	78	642	86.1	79	58	98.3	93	3,020	94.1	84	4,330	91.2	82
商業納税貯蓄組合	課税額	3,780			6,000			53			7,588			17,421		
	納入額	3,492	92.3	91	5,666	94.4	93	50	94.3	97	7,174	94.5	99	16,382	94.0	95
鹿部水産加工業納税貯蓄組合	課税額	7,781			7,269			77			2,673			17,800		
	納入額	7,781	100	100	7,231	99.5	100	77	100	100	2,583	96.6	97	17,672	99.3	99.5
合 計	課税額	29,835			28,047			919			74,664			33,485		
	納入額	27,596	92.5	90	25,570	91.1	93	909	98.9	96	71,316	95.5	92	125,391	93.9	92



自衛官を募集中

▷資格：新中卒以上で18才～25才未満の男子

▷給与：初任給 91,600円

10ヵ月後 99,600円

ボーナス 4.9ヶ月分

※特別退職手当(継続任用した場合でも支給されます)

1任期(2年目)100日分 約334,000円

2任期(4年目)200日分 約722,000円

受付は常時下記で行っています。

役場総務課 (☎)72111) か自衛隊函館地方連絡部
(☎0138(53)6242) へどうぞ。

カメラ・アイ

へ町内会は花見ざかり
カラオケ大賞決定!!
第十八町内会

へ5月16日撮影



雨のため児童館で

花見です。

花見の当日は、残念ながら雨のため、児童館で花見です。
しかしいくら室内とはいえ花見なので桜の花は、ちゃんとあります。
写真の中から桜を探して下さい。

第19 A町内会

へ5月9日撮影



ここ掘れ、ブービー
—家畜共進会より—

く5月19日撮影



外のさんぽは、やっぱりいいね

あたたかくなるにつれリハビリ入所者のさんぽも戸外になりました。
へ5月26日撮影



カギはだいじょうぶですか？

防犯協会と警察では、春の防犯運動期間中に各戸訪問をし、カギの点検を行ないました。お宅はだいじょうぶですか？

「お出かけは、一声かけてカギかけて」 <5月16日撮影>



はいアーンして

虫歯はないかな？鹿部の子供は、他町村と比べて虫歯が多いそうです。食後には必ず歯をみがきましょう。

<5月16日撮影>

戦没者慰霊祭

挙行される。

五月八日鹿部稲荷神社において戦没者の慰霊祭が挙行されました。当村の戦没者は、七三人です。

<5月8日撮影>



バリュームって
案外飲みやすいわネ！

—胃ガン検診より— <5月20日撮影>

どうかガンでありませんように

—胃ガン検診より—

<5月20日撮影>



母子の台詞 (4)

「この遊び」にしろ、ボール遊びにしろ、子供の遊びには「競争」が付き物です。競争が高じてけんかになることもありませんが、社会性が芽生えはじめる幼児期には、よくあることといえます。

それが、幼稚園に通うころになると競争はしても、けんかをするのは次第に少なくなり、遊びを通じて「自分と相手」の相互関係を知ることができるようになる、相手のことが理解できるようになるからです。

小学生ともなれば「競争社会」に身を置くようになります、おのずと競争心が芽生えてくるようになります。

このような子供には大きくわけて、すべての面で競争心を燃やす「負けず嫌い」のタイプと、自分の得意分野で競争心を持つタイプとがあるようです。

いずれの場合にせよ、競争心のある子供には「相手を打ち負かす」という破壊的な方向でなく、競争を「人それぞれに得意、不得意があり、互いに補い合って協力していく」という建設的な方向にむけていくようにしたいものです。

一方、子供の中には「競争回避型」とでもいうべき子供にも参加しようとならないタイプです。一見、無気力そうに見えますが、このような子供には、相手を打ち負かすのを好まない、あるいは自分が負けると恥ずかしい——など、競争の「勝ち負け」にこだわりすぎる面があるようです。

遊びの中の競争心 天分をのばし 養うの心 養う 負けの人へのいたわり

自分の天分を伸ばし、同時に負けの人へのいたわりの心を養う——そういう意味で子供社会の競争はプラスの面に作用することが多いといえます。こだわりをなくさせ、競争に参加させてはいかがでしょうか。勝っておこらず負けて悔やまず——競争の最終ゴールは競争を通じて協力・協調することを学び、調和のとれた人間性を獲得することにあるといえます。

交通事故の絶滅を期して

—交通安全推進委員会総会終る—



交通安全推進委員会総会

五月一日午後六時から、太田食堂において、昭和五十六年度交通安全推進委員会総会が開かれ交通事故絶滅を期して慎重、活発な審議のあと役員改選が行なわれました。◎五十六年度事業計画の主なもの
。ドライバーサービス。テント作戦
。夜間街頭指導。交通安全映画会
。町内会等各団体の行う交通安全事業に対する助成

◎新役員

会 長	川村 秀次 (村 長)
副会長	山本 正志 (安協会長)
常任委員	草野豊次郎 (町内会長)
" "	滝沢 辰雄 (開 建)
" "	桂川 芳秋 (指導 員)
" "	川口 常昭 (交通部長)
監 事	桜田 政治 (教育長)
" "	西谷 正昭 (議 員)

交通事故死ゼロの日 500日突破

交通安全は家庭から



飲酒運転の追放



当村における交通事故死ゼロの日が五月二十九日をもって五〇〇日を達成いたしました。これは、昭和五五年一月三日宮浜で死亡事故があつて以来死亡事故がおきしていないのです。

みんなの力で鹿部村から交通事故をなくし、明るく住みよい郷土をつくりましょう。

楽しかった一日

―第3回22区町内会運動会

くるみ子ども会ソフトボール大会―



寒い連休の初日となった、五月三日朝から、くるみ子ども会ソフトボール大会と、二三区町内会運動会が実施されました。
ソフトボール大会では、小学生から中学生までの約二〇人が参加

し両親の声援をうけ、一生懸命プレイしていました。しかし気持ちはうらはらに、珍プレイも続出した。運動会では、日頃運動不足がたつてか、お母さん方は、ハーハ、フーフー、大きな息をしながら



ら参加していたのが印象的でした。全体的には、子どもも、大人もいっしょになってゲームを楽しみ、家庭的な運動会でした。
終了後は、盛大にジンギスカンパーティーが催され、みんなニコニコ顔で舌つみをつっていました。
〈社会教育課佐藤記〉

制度紹介

「人権擁護委員」とは

日本国憲法第十一条には「国民は、すべての基本的な人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的な人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と規定されてありますが、憲法が保障する、この基本的な人権(単に「人権」といいます)というのは、人類多年の努力の結果、多くの障害を克服してはじめて獲得されたものでありますから、国民としては、これらの権利の上にかたときも眠っていることは許されません。

絶えざる努力をもって、これを保持していかなければならない責任がありますし、他方、また、国家においても人権を尊重し、その擁護に当る必要があります。

そこで、この人権擁護に関する仕事を行う国家機関としては、法務省人権擁護局、法務局、地方法務局及びその支局がありますが、これらの機関と協力して人権擁護活動を行う機関があります。それが人権擁護委員であります。

人権擁護委員は、人権擁護委員法という法律にもとづき、民間の人々の中から市町村長によって推薦された方について、色々な審査

をした上で法務大臣が委嘱することになっております。

委員の使命は、国民の基本的な人権が侵されることのないよう監視し、もしそれが侵された場合には、救済の措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めるものとされており、そして職務は、人権侵犯事件の調査、処理をはじめ、地域住民の人権相談に応じたり、人権思想の啓発活動等にたずさわることになっておりますが、委員は、こうした委員活動を通じて、互いに人権を尊重し合う、明るく住み良い社会づくりに奉仕しております。

ところで、人権擁護委員制度が創設されてすでに三十余年になりますが、一般には、まだこの制度が十分に周知されておられません。委員は、人権侵犯の監視役にとどまらず、人権問題をはじめ、皆さんの身近かな生活上の諸問題についての相談相手となり、併せて人権思想の普及高揚に努めておりますので、この制度を大いに活用していただきたいと思っております。

- 鹿部村人権擁護委員
- 立部 誠一 鹿部
- 川村 太一 本別

家主が値上げを理由に、今までどおりの家賃を受け取らない

暮らしの中の法律相談

二年ほ
前か

ら、家賃四万円
のアパートに住
んでいますが、
先日、家主が「家
賃を六万円に値
上げする」と通
知してきました。
どう考えても二
万円の値上げは
納得がいけないので、今までど
おり、四万円の家賃を持って家
主のところへ行くと、「六万円
でなければ受け取らない。応じ
ない場合は、出ていってもらう」
と、受け取りを拒否されました。
家主の言うとおり、値上げを認
めるか、立ち退くか——二つに
一つしかないのでしょうか？

〈答〉

一般に家賃の値上げは家主の意思表示によつて、つまり値上げの通知があなたの手に届いたときに、その効果が生ずるとされています。その場合、値上げ額が適正なものではないと言いますが、値上げ額について、家主と借家人と

併済供託制度

供託所に預ければ 家主に支払ったのと 同じ効果が得られます

料の支払いがなされないと「債務不履行（金銭を支払ったりまたは物を渡したりする」という契約に定められた義務が履行されないこと」となり、借家（地）人は遅延損害金の支払い義務を負うとともに、家（地）主によつて賃貸借契約が解除される原因にもなります。ですから、あなたが家賃を支払うことができない状態にいることは、ますます不利な立場に追い込まれることになるのです。

の協議が調わないときは、ご照会のケースのように借家人が相当と考える額の家賃を支払おうとしても、支払えないという状態になってしまいます。

ところで、他人から土地や建物を賃借している借家（地）人は、①契約で定められた場所、②定められた支払い月に、③定められた額の賃料を支払わなければなりません。もしも、この賃

料の値上げを主張して、それまでの額の家賃を受け取らないなど、家主側の事情によつて借家人が家賃による支払い義務を果たすことができない場合は、「併済供託制度」を利用するとい

ここで、このように家主が賃料の値上げを主張して、それまでの額の家賃を受け取らないなど、家主側の事情によつて借家人が家賃による支払い義務を果たすことができない場合は、「併済供託制度」を利用するとい

千円の値上げが妥当と思つときは四万五千円）を国の機関である供託所（法務局・地方法務局 またはその支局もしくは法務大臣が指定した出張所）に預ける

ことで、実際に家主に支払いをしたのと同じ法律上の効果が得られるものです。後に、裁判の確定などによつて家主の請求する六万円が家賃として適正とされた場合でも、それまでの供託額で不足する額（仮に四万五千円を供託していた場合は、一月につき差額の一万五千円）に、年一割の利息を付して家主に支払えば、家賃の不払いを理由に契約を解除されることはありません。なお、家主が受け取りを拒否したのではなく、だれが家主か分からない、または家主の所在がないという場合にも家賃を供託することができます。また「併済供託制度」は、家賃だけではなく借入金返済などの場合にも利用できます。詳しいことは、最寄りの法務局・地方法務局及びこれらの支局の窓口でどうぞ。



ご存じですか

印紙税額が 変わりました

最低税額が
100円から200円に

契約書や領収書などを作ったとき、収入印紙をはり印紙税を納めますが、今年の五月一日から印紙税の税額が変わり、最低百円が二百円になるなど、税額が二倍に引き上げられました。

印紙税がかかる文書に収入印紙をはらなかつたり、額を間違えないよう、ご注意ください。

▼間違つて印紙をはりすぎた場合▲
その文書を税務署に持って行き、一定の手続きをすると還付されま

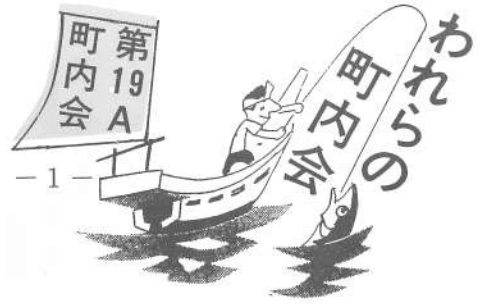
す。

▼印紙税がかかる文書に収入印紙をはらなかつた場合▲
印紙税がかかることを知らなかつたり、はり忘れた場合にも、納めなかつた印紙税額の三倍（自主的に収入印紙をはつてないことを申し出た場合一・一倍）の過怠税

がかかります。詳しくは、税務署におたずねください。

(17)

第19A町内会は、道々大沼鹿部線が国道と交差する宮浜交差点の浜側と、折戸団地、道職員住宅を含めた計五五戸で構成しております。その活動の目的は、会員相互の親睦と、みんなが健康で住みよい町内会づくりをモットーにしております。そして道職員住宅、折戸団地をかかえている割に転出入があまりありませんので互いに気心の知れた人どうしが会員となつ



今年の花見は雨のため児童館で



ております。わが町内会の特色の一つは、何といっても「町内会だより」の発行であります。二ヶ月一回を目標に発行しておりますが、これが又大変評判がよく、ずっと続けて参りたいと思えます。前にも述べたとおり当町内会は、道々と国道の交差点を有しておりますので交通事故の防止は、明るい町内会をつくる上で必須のものであり町内会

好評の「町内会だより」



だよりを通じて啓発を行っているところでもあります。特に危ない子供を見かけたならば「愛のケンコツも結構!!」と交通安全にとりくんでおります。又、もうすぐお祭りですが、わが町内会でも他と同じように踊り山を出してより一層の親睦と、町内会の会計をうるおしております。今後とも会員のより一層の親睦を深め、町内会活動を通じて明るく

- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 会 | 書 | 副 | 会 | 長 | 長 |
| | " | 会 | 長 | 河 | 長 |
| | " | 長 | 遠 | 辺 | 谷 |
| 計 | 記 | 盛 | 藤 | 良 | 川 |
| 長 | 福 | 田 | 昇 | 次 | 幸 |
| 谷 | 地 | 哲 | 也 | 雄 | 雄 |
| 川 | 一 | 也 | | | |
| 勝 | 郎 | | | | |
| 雄 | 也 | | | | |

「電気設備調査」のお知らせ

北海道電気保安協会は、北海道電力(株)の委託を受けて、家庭や商店などの電気設備を感電や、漏電火災などの危険から守るため調査を行っています。

調査は二年に一回各戸をご訪問の上、屋内配線やスイッチなどの電気設備が安全に使用できるか、どうかを点検するものですから必ず受けることにしましょう。

調査員は制服、制帽の着用と身分証明書を携帯しており、調査の費用は一切かかりません。

調査は次の日程で行なわれますのでご協力をお願いします。

○調査の区域 鹿部村全域

○日程 七月一日から

七月十日までの間

○問い合わせ先

財団法人北海道電気保安協会

函館支部

TEL 〇一三八(4)八八四四

又は

もよりの北電宮、電業所

財団法人北海道電気保安協会

